

| | |
|---------|---|
| 氏名(本籍) | 尾川 翔太(静岡県) |
| 学位の種類 | 博士(体育科学) |
| 学位記番号 | 甲第75号 |
| 学位授与年月日 | 平成31年3月15日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 学位論文題目 | 政党内閣期における運動競技の政策的動向に関する史的研究 — 文部省の閣僚および官僚に着目して — |
| 審査員 | 主査 日本体育大学 教授 石井 隆 憲 副査 日本体育大学 教授 関 根 正 美 副査 日本体育大学 教授 岡 出 美 則 |

《論文審査結果の要旨》

本論文は1924年から1932年までの政党内閣期における運動競技(=スポーツ)の政策的動向を辿りながら、運動競技がどのように意味づけられていくのかを明らかにすることを目的としたものである。

この目的を果たすために申請者は本論を4つの章に分けて立論する。第1章においては「政党内閣期における行財政整理と運動競技の所管問題」について論じている。我が国においては1920年代に入って運動競技が政策の対象とされるようになるが、この主務官庁をめぐって文部省と内務省が対立することになる。こうした覇権争いの裏には、行財政の整理という側面も含まれており、当時の加藤高明内閣の基本方針であった行財政整理に則って、最終的には文部省に決定していく過程を明らかにしている。従来の研究では、実際に起こった内容を辿るだけであり、このような事実が当時の内閣の政策と関係する中で出されていく決定であったことについては、まったく触れられることがなかったことから、新しい知見を提供したと見ることができる。

第2章以降においては、文部省の大臣や官僚に焦点を当てながら政策動向を辿るという方法が試みられている。第2章においては「明治神宮大会における学生参加をめぐる諸問題—北豊吉を中心に—」として、当時の文部省学校衛生課長・体育科長であった北豊吉に焦点を当て、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題の経過を辿る中で文部省とスポーツ界の関係性の推移を明らかにしている。北豊吉は明治神宮大会への学生参加問題が持ち上がった頃から学生の参加を制限すると主張し続けてきたが、それは北の個人の意見として受け止められて来た。しかし、本来は文部省の総意を得た上での発言であり、北の個人的な意見ではなかったが、北の頑なな反対の姿勢は、まさに個人の意見として受け止められたという。いずれにしても、運動競技に関する文部省の立場は、学生参加問題をめぐる北豊吉の見解に象徴されるようになったことをここで明らかにしている。

第3章においては「浜口内閣の社会政策と文部省の運動競技に関する政策—小橋一太を中心に—」と題して、第2章で論じた明治神宮大会を軸としながら、文部省とスポーツ界の対立が変化していく様子を文部大臣に就任した小橋一太の動向に焦点を当てて論じている。文部省とスポーツ界の対立が変化する兆しを作るようになったのは、1929年7月に浜口内閣の組閣に伴って文部大臣に小橋一太が就任してから

である。小橋は文部大臣として浜口内閣の政策方針を踏まえて、運動競技の教育的意義を主張しながら、明治神宮体育会の意見にある程度沿う形で、この問題を終息させた。この結果、小橋はスポーツ界だけではなく、多方面からの支持を得ることになり、これを背景にして運動競技に関する政策を刷新したのである。その際に小橋は、内務官僚や政治家としての自らの経歴や経験を十分に生かしていった可能性を指摘している。

第4章では「体育運動審議会設置の意図－山川健を中心に－」として、北豊吉の後に文部省体育課長に就任した山川健に焦点を当てて、官僚の取り組みを検討することで体育運動審議会設置の意図を明らかにする。1929年10月に山川は小橋による人事異動によって、文部省体育課長に就任した。山川は小橋と同様に内務官僚の経歴を持っており、小橋の意を汲んで文部省とスポーツ界の対立を解消するために奔走するのである。小橋と山川は、同年11月に設置された体育運動審議会は、文部・内務官僚やスポーツ団体の関係者を中心として構成されていた。小橋と山川はスポーツ界の主張を利用しながらスポーツ界の支持を獲得していったのである。このように大衆の心理や感情を操作する方法は、まさに内務省の十八番であり、このような手法によって文部省の支持基盤を固めたと見る事ができるのである。

以上の検討を通して、文部省と内務省の運動競技の所管争いの中で文部省がいくつかの施策を生みだし、その後、運動競技が文部省に所管されると、これを文部省主導で展開すべく、その基盤を固めていったのであるが、本論文ではこれを次のように結論付けている。すなわち、政党内閣期における運動競技に関する政策は、政党内閣による政策の方針に影響を受けつつも、その中心にいた文部大臣や官僚の経歴や経験に左右されながら運動競技に教育的価値を付与していくというものであったのである。

以上の論文に対して審査を行った結果、次のような結論を得た。これまで政党内閣期のスポーツ政策の検討においては、文部省に関係する人物の発言に関して、すべて文部省の発言として捉え、それを十把一絡げとして取り扱ってきた。そのため先行研究においては、文部省の動向をおさえることに注意が払われ、その中に現れる文部省の政策の揺れ動きについては、説明が困難なこともあり、あまり注目されてこなかった。本研究は文部大臣や文部官僚といった個人に着目した点に、これまでになかった新たな研究視点が提供されており、このことによって従来の資料の解釈が大きく変わってくることを明らかにした。その結果、先行研究では導き出すことのできない結果を提示することに成功しているとともに、十分な妥当性を持つことが確認された。

最終審査においては、申請者による論文についての説明に質疑応答がなされた。申請者は論文の内容ならびに方法に対して審査員からの質問に的確に答えるとともに、本論文が果たし得なかった限界についても十分に理解していた。しかし、このことが本論文の価値を損なうものではなく、従来の研究に新たな視点を提供するとともに、正確に資料を読み解くことで、これまでになかった歴史の解釈を提案した点は大きく評価できる。

以上、審査の結果、申請者は博士(体育科学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

《最終試験結果》

合格 ・ 不合格

平成31年1月15日